

令和3年度学校体育セミナー（陸上競技） 実施要項

1 目 的

学習指導要領改訂に伴い、保健体育学習を効果的に展開するために、陸上競技の授業の進め方について研修するとともに、安全に配慮した学習指導方法の改善及び充実に資する。

2 主 催

宮崎県教育委員会（スポーツ指導センター）

3 日 時

令和3年11月18日（木） 午前9時30分から午後3時30分まで

※履修認定試験 午後3時30分から4時30分まで

4 会 場

ひなた武道館 〒889-2151 宮崎市大字熊野2206-1

5 参加対象

義務教育学校、中学校、高等学校、中等教育学校の保健体育担当教員、特別支援学校の教員（養護教諭、養護助教諭、栄養教諭を除く。）

6 講 師

(1) 説 明 「新学習指導要領を踏まえた保健体育授業の考え方」
宮崎県教育庁スポーツ指導センター 指導主事 谷 口 誠

(2) 講義・協議・実技 「陸上競技」
えびの市立飯野中学校 教 諭 吉 國 敬 一

7 日 程

9:30			10:10			12:00			15:20		16:30		
9:00		9:40		10:20		13:00			15:30				
受	開	【説明】			休	【講義・協議】			昼	【実技】		閉	履
	講								食	(質疑・応答含む)		講	習
					息				休			式	認
付	式								憩				定
大会議室					主道場					大会議室			

8 申込方法及び申込締切り

(1) 申込方法

下記 URL または QR コードから「宮崎県電子申請システム」にアクセスし、スポーツ指導センターへお申込みください。

・ URL <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/wCFu7be3>



・ QR コード (QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

※ 所属長の承認を得た上でお申込みください。

※ 申込後、受付完了メールを送信します。メールを受付られるように設定の御確認をお願いいたします。

(2) 申込締切り……………令和3年11月4日(木)

9 その他

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用(活動時を除く)、当日の検温、問診票の提出(別紙3)をお願いいたします。

(2) 準備物

- ・ 体育館シューズ ・ 飲料水 ・ タオル(汗拭き用) ・ マスク ・ 筆記用具
- ・ バトン1本 ・ タオル(肩関節ストレッチ用) ・ 新聞紙1日分(投擲で使用)
- ・ ペットボトル2本(500ml、1.5L、2.0L、いずれか同じ大きさでキャップ付のもの)
- ・ 上記ペットボトルとは別に、ペットボトルキャップ2つ
- ・ 「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 体育 保健体育編」又は、「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 保健体育編 体育編」
- ・ 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(中学校)

(3) 開講式から運動ができる服装で御参加ください。

(4) 本講習は、教員免許更新制における教員免許状更新講習として認定されています。(別紙1参照)

受講を希望される場合は、宮崎県電子申請システムでの申込と併せて、「令和3年度宮崎県教育委員会免許状更新講習受講申込書(別紙2)」及び「返信用封筒(履修証明書送付用)」を申込締切り日までに郵送または持参ください。

既に、別紙2(学校体育セミナー(陸上競技))の受講希望欄に「○」が記入されているものを提出されている方は、必要ありません。

(5) 本講習会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、中止または開催方法を変更することもありますので、予めご了承ください。

教員免許状更新講習について

1 対象者

下記に該当する県内の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員（養護教諭、養護助教諭、栄養教諭を除く。）

(1) 旧免許状所持者

- ・昭和31年4月2日～昭和33年4月1日生まれの者
- ・昭和41年4月2日～昭和43年4月1日生まれの者
- ・昭和51年4月2日～昭和53年4月1日生まれの者

(2) 新免許状所持者

- ・有効期間満了日が平成34年3月31日である新免許状所持者
- ・有効期間満了日が平成35年3月31日である新免許状所持者

※ ただし、新免許状を複数枚所有している者は、全ての免許状を確認すること。

(3) (1)(2)の他、免許状更新の延長措置について、宮崎県教育委員会に申請し、承認を得ている者。

2 本講習において教員免許状更新講習で履修できる内容・時間

「選択領域（幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題）」
6時間

3 申込みについて

(1) 「令和3年度宮崎県教育委員会免許状更新講習受講申込書（別紙2）」
に必要事項を記入の上、写真を添付し、所属長の証明（印）を受ける。

※ 受講希望が複数ある場合は、受講希望欄の該当する講習に○印を記入する。

(2) 角型2号封筒に120円切手を添付し、郵便番号、氏名及び履修証明書送付先住所を記入する。

(3) (1)、(2)を同封し、スポーツ指導センターに郵送または持参する。

※ 既に、別紙2（本講習受講希望欄に「○」印を記入したもの。）を提出済みの場合は、(2)のみを当日持参する。

4 申し込み締め切り日

令和3年11月4日（木）必着

送付先

宮崎県教育庁スポーツ指導センター
〒889-2151 宮崎市大字熊野1443-12

5 履修証明書

履修認定試験合格者には、後日スポーツ指導センターより履修証明書を郵送する。

問い合わせ先

担当 指導担当 谷 口 誠

TEL 0985-58-0096 FAX 0985-58-0097

メール taniguchi-makoto1@pref.miyazaki.lg.jp

令和3年度 宮崎県教育委員会 免許状更新講習受講申込書
 [受講者本人記入欄]

ふりがな 氏名	-----	申込印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
連絡先	(〒 -) 都道府県 市区町村	(TEL) - - (携帯) - -			
受講対象者の区分	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) (職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員			
※①~⑤の中から該当する区分に記入してください。	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)			
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)			
	④認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)			
	⑤その他	(勤務先) (職名)			

○ 所持する免許状についてすべて記入してください。(受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。) ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日※
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙2-①)に記入し添付してください。
 ※「有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記載してください。なお、免許状に記載されている有効期間が平成31年5月1日以降の場合は、「平成31年」を「令和元年」に置き換え、以降の暦においても令和を使用し、記載してください。

修了確認期限(旧免許状所持者) ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	平成・令和 年 月 日
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者) ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	令和 年 月 日

○ 受講希望講習について記入してください。

領域	対象校種	講習の名称	開設日	受講希望
選択領域講習	中・義・高・中等・特	学校体育セミナー(陸上競技)	11月18日(木)	
	中・義・高・中等・特	学校体育セミナー(器械運動)	12月2日(木)	

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

※ [証明者記入様式] に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

〔証明者記入様式〕

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
氏名			

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地教行法第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、執行することとされた地方公共団体の当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト登載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

令和 年 月 日

(機関名・役職名)
証明者名
(氏 名)

印

(参考)

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画 工作、家庭、体育 外国語（英語、ドイツ語 、フランス語その他の外国語）	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健 体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、 職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フラン ス語その他の外国語）、宗教	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、 美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、 看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習 、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、 商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習 、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語 、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、 宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、 デザイン、情報処理、計算実務	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体 不自由者、病弱者	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
特別支援学校自立教科教諭 （普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美 術、工芸、被服）	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
特別支援学校自立活動教諭 （普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教 育、言語障害教育	昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状		平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

○旧免許状と新免許状の見分け方〔受講者本人確認用〕

＜旧免許状＞

平成21年（2009年）3月31日まで（教員免許更新制が導入される前まで）に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。

ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

＜新免許状＞

平成21年（2009年）4月1日以降（教員免許更新制の導入後）に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年（2009年）4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日（複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日）の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法（※注）
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①） 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地教行法第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、執行することとされた地方公共団体の当該事務を分掌する内部部局を含む。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト登載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）

〔 令和3年度学校体育セミナー（陸上競技） 〕

宮崎県教育庁スポーツ指導センター

問 診 票

新型コロナウイルス感染症予防及び感染拡大防止のため、下記の問診に御協力ください。

	問診内容	確認
1	過去2週間の中に、新型コロナウイルス感染者及びその疑いのある方との接触がありましたか？	はい・いいえ
2	過去2週間の中に、海外への渡航や滞在歴がありますか？	はい・いいえ
3	過去2週間の中に、平熱以上の発熱が続いたことがありますか？	はい・いいえ
4	その他の身体の不調がありますか？ （呼吸器の不調、倦怠感、味覚・臭覚の違和感など）	はい・いいえ
	<input type="radio"/> 今朝の体温……………【 ℃ 】 <input type="radio"/> 不調がある場合は御記入ください。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	

令和3年 月 日

所属

署名